

第 260 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 6 年 7 月 23 日（火曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告

（3）その他

令和 6 年度 全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動

第260回海区委員会
資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和6年7月24日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
たこつぼ漁業	2隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	周年	なし
あなごかご漁業	2隻		—				
潜水器漁業	—	—	1名	—	第1種共同漁業権区域内	周年(以下の「産卵期」は除く。 ナマコ:6～8月 アワビ:10～12月 サザエ:6～7月 ムラサキウニ:7～8月 パファンウニ:1～3月 カキ:5～6月	操業区域の漁業権者の同意を得た者

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

公示日から2カ月間

第 260 回海区委員会
資料 2 - 1

水 第 1668 号
令和 6 年 7 月 23 日

大阪海区漁業調整委員会
会 長 今 井 一 郎 様

大阪府知事 吉村 洋文

令和 5 年の資源管理の状況等の報告について（報告）

漁業法第 90 条第 1 項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる
漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、同条第 2 項の規定
により報告します。

（担当）
環境農林水産部水産課
指導・調整グループ 池田
電話：06-6210-9613（直通）
E-mail：IkedaEit@mbox.pref.osaka.lg.jp

漁業権に係る資源管理状況等の報告について（令和 5 年）

1 資源管理状況等の報告

- ・漁業法（以下「法」という。）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（以下「省令」という。）第 28 条第 1 項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を 1 年に 1 回以上、知事に報告する必要がある。
- ・また、法第 90 条第 2 項及び省令第 28 条第 3 項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上海区漁業調整委員会に報告する必要がある。

2 報告方法

- ・対象期間 令和 5 年 1 月～12 月
- ・報告方法 規定の様式による（電話及びメールで補足）
- ・報告内容 主に以下の項目について報告
 - （1）資源管理に関する取組の実施状況
 - （2）操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - （3）団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

3 報告結果（令和 5 年 1 月～12 月）

- （1）資源管理に関する取組の実施状況
 - ①共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組等
各漁場においては、水産技術センターと協力し、稚魚の放流や産卵場の整備、小型魚の再放流などの取り組みが実施されている。
 - ②その他の取組
各漁場において、港内・海岸の清掃活動や漁場の生産力回復・向上を目的とした海底耕耘などが実施されている。
- （2）操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
令和 4 年において十分に活用されていなかった漁場について、区画漁業

権漁場・共同漁業権漁場ともに令和５年には状況が改善されていることを確認している。

ただ、令和５年においても、引き続き十分に活用されていない漁場もあり、今後より積極的に活用していくよう、ヒアリング等で指導している。

つきいそ漁業権については、これまで同様、近接する漁場の活用状況を個別に把握することは難しい状況であるが全体として、活用されていることを確認している。

(３) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

令和５年も十分に活用されているとは言えない漁業権漁場が見受けられたことから今後も漁場の活用等や行使状況について指導していく必要がある。

意 見

漁業権者への調査・ヒアリング等の結果から、全ての漁業権者は、概ね漁場を有効に活用していると考えられる。

ただし、経済的価値の低下等により行使者が引き続き減少している漁場も見受けられるため、令和１０年の漁業権切替えに向け、今後の活用状況を注視し、更新の必要性について見極めていく必要がある。